

令和 7 年度 介護サービス事業者集団指導資料

共通事項

札幌市保健福祉局 介護保険課（事業指導担当）

目 次

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 介護サービス事業者の業務管理体制整備について | P 3 |
| 2 | 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について | P 6 |
| 3 | 介護保険法に基づく指定（更新申請）届出報告に関する書類の
作成・提出ができる方について | P 9 |

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

(1) 業務管理体制で必要な届出事項

事業所の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査を定期的に実施
1以上 20未満	○	—	—
20以上 100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

※事業所等の数の数え方について

- ・介護予防サービス、介護予防支援事業所の指定も1ヶ所として数えます。
- ・みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所）は除きます。

※届出について

- ・従来、郵送等で届出いただいておりますが、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、**原則電子申請による届出に変更となっています。**

【札幌市公式HP「業務管理体制整備に関する届出について」掲載先】

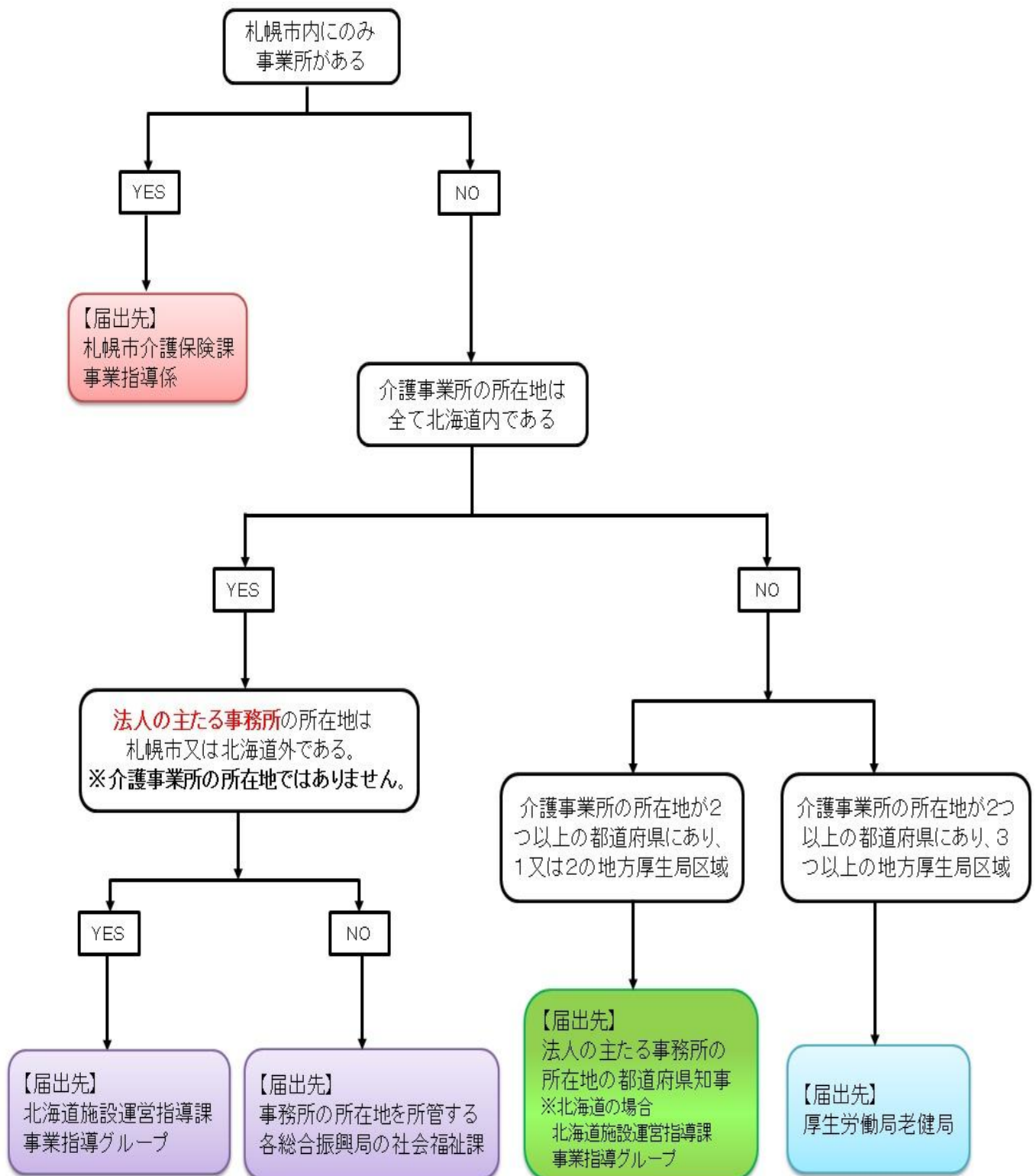
札幌市公式HPトップ中央の早引きインデックス「高齢の方」>介護事業者のみなさまへ>各種届出「業務管理体制」

(<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/gyoumuknarikaisei.html>)

(2) 業務管理体制の届出先

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

(3) 業務管理体制の届出先フローチャート



(4) 業務管理体制の一般検査

札幌市が管轄となっている全法人につきましては、約6年に1回のペースで一般検査を受けていただくことになります。

令和6年度は、札幌市内の182法人に対して、業務管理体制に係る一般検査を実施しました。その結果、改善を要する事業者はありませんでした。

令和7年度につきましても、近日中の実施を予定しておりますので、ご協力の程、宜しくお願いします。

(5) 一般検査における好事例の紹介

1. 法令順守規程の整備を自主的に実施

法令順守規程の整備義務は、事業所数が20以上ある事業者に対して課せられておりますが、事業所数20未満の事業者が自主的に法令順守規程を作成しているケースがいくつか確認されました。法的義務が無い場合においても、規定の整備、外部機関からの監査等のチェックを実施することで、法人職員のコンプライアンス意識をより高めることができます。

2. コンプライアンス自己チェックシートを活用

法人職員全員に対して、定期的にコンプライアンスチェックシートによる自己診断を実施させている事業者もありました。介護保険法のみならず、個人情報、財務、会計、契約に係る法律についても意識させることにより、社会的信頼を得られる会社にするように努めていました。

3. 「コンプライアンスに係る誓い」を事業内に貼り出して、毎朝礼時に全員で唱和

法人職員全員に対して、法令順守に関して守るべき項目を毎日意識させることにより、コンプライアンス意識を根付かせる取り組みとなっていました。

～最後に～

業務管理体制整備の義務付けは、法令順守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消につながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ることを目的としています。

利用者と同じように、法人職員またはその家族を守るためにも、法人の法令順守等の業務管理体制の整備について、今一度ご確認をよろしくお願いします。

高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成18年4月1日施行)

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋)

○高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～

- ・養介護施設従事者等の**研修を実施すること**
- ・利用者や家族からの**苦情の処理の体制を整備すること**
- ・その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止のための措置を講じること**
例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第21条）～養介護施設従事者等～

・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに市町村に通報しなければならない**
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない

・養介護施設従事者等は、**高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない**

○通報等を受けた場合の措置（法第24条）～市町村長又は都道府県知事～

・法第21条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次のURLから無料でダウンロードできます
研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_364_center_3.php

「身体拘束」について・・・

指定居宅サービス事業者等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならないため『緊急やむを得ない』場合を除き、身体拘束を行ってはなりません（緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合には、以下3要件を満たし、かつ要件の確認及び手続きが極めて慎重に行うこと）。

『緊急やむを得ない』場合の3要件

- 切迫性**:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性**:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。拘束以外に方法がない場合は、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
- 一時性**:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。本人の状態像等に応じて最も拘束時間の短い方法により行われなければならない。

※原則、『緊急やむを得ない』の判断は個人で行わず、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する。

※利用者本人や家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等をできる限り詳しく説明すること。また身体拘束を実施した際は、様態、時間、利用者の心身の状況、理由を記録すること。

※『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合についても、常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除すること。

（「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行 参考）

3

介護保険法に基づく指定（更新申請）届出報告に関する書類の作成・提出ができる方について

介護保険法に基づく各種申請書・届出等の書類の作成や提出に関する手続き（提出代行事務を含む）は原則として当該事業所の運営法人の職員が行ってください。

また、**上記事務の代行を業として行えるのは、原則として社会保険労務士のみ**です。そのため、社会保険労務士以外の者（行政書士、別法人（グループ法人を含む）の職員、コンサルティング会社の職員など）は報酬を得て、書類の作成、提出に関する手続きは行えません。（※）

社会保険労務士が来庁された場合は「社会保険労務士証票」もしくは「社会保険労務士会会員証」を提示していただくことがありますので、持参してください。

※**昭和55年9月1日時点で各都道府県行政書士会に入会している行政書士のみ、書類の作成は可能**です。

【根拠法令】

① 社会保険労務士法（抜粋）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

（業務の制限）

第二十七条 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第二条第一項第一号から第二号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

別表第一（第二条関係）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（中略）

三十一 介護保険法

三十二 前各号に掲げる法律に基づく命令

三十三 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）

② 行政書士法（抜粋）

（業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

二 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能

力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

附則（昭和五十五年四月三十日法律第二九号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、この法律による改正後の行政書士法第一条の三第二項の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務を業とすることができる。